

令和7年度三沢市結婚メモリアル助成金 Q & A

(R7.9.9更新)

【目次】

- 1. 助成金の申請について Q1-1～6
- 2. 対象世帯について Q2-1～7
- 3. 助成金の額について Q3-1
- 4. 対象経費について Q4-1～6
- 5. メモリアルシートについて Q5-1～7

1. 助成金の申請について

Q1-1	申請書はどこでもらえますか。
A	三沢市役所本館2階政策調整課で配布しているほか、三沢市ウェブサイトからダウンロードできます。
Q1-2	申請者は夫婦のどちらでもいいでしょうか。
A	特段の事情がない限りは、世帯主が申請してください。なお、提出の際は夫婦どちらが来ていただいても構いません。
Q1-3	「新婚世帯全員の住民票謄本」とは、いつ時点のものを提出すればいいでしょうか。
A	申請日以前30日以内に取得したものをご提出ください。 戸籍謄本、納税証明書も同様となります。
Q1-4	申請の際、ハンコは必要ないのでしょうか。
A	申請書への押印は不要です。ただし、請求書へは押印が必要となりますので、提出時はよくお確かめください。
Q1-5	フォトウェディングを実施する予定で、事業者へ費用の支払いを先に済ませました。この場合、フォトウェディング実施前に申請することはできるのでしょうか。
A	「支払いをただけ」の状態では申請することはできません。 申請にあたり、実施した事業（本件であればフォトウェディング）の思い出写真等を掲載した「メモリアルシート」の提出が必須となることから「事業の実施」と「支払い」が終わった状態でご申請ください。
Q1-6	住民票謄本・戸籍謄本・納税証明書はコンビニで取得できますか。また、郵送請求はできますか。
A	三沢市では、現在、上記のうち住民票謄本のみマイナンバーを利用したコンビニ交付に対応しております。 郵送請求はいずれも可能となっております。 三沢市以外の自治体の対応状況については、恐れ入りますが各自治体にお問い合わせください。

2. 対象世帯について

Q 2-1	令和6年4月1日より前に婚姻届を提出し、受理された場合は対象となりますか。
A	対象となりません。 対象となるのは、令和6年4月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を受理された夫婦です。
Q 2-2	助成金を申請する時点で夫婦別世帯（例：夫＝夫婦が同居予定の市内の新居、妻＝市内の実家）の場合は、対象となりますか。
A	対象となりません。 申請時点で住民票上の同一世帯であり、同居している夫婦が対象となります。 なお、婚姻届出時点から当市に住民票を置いている必要があります。
Q 2-3	夫は三沢市に住民票を置っていますが、妻が県外に住民票を置いている場合は対象となりますか。
A	対象となりません。 夫婦共に、婚姻届出時点から申請時点及び婚姻後も引き続き、当市に住民票を置いている必要があります。
Q 2-4	令和7年3月1日に婚姻届を提出した時点では、夫＝三沢市、妻＝青森市にそれぞれ住民票を置いていました。 その後、妻が令和7年3月21日に三沢市へ転入し、現在は夫婦共に三沢市に住民票を置していますが、この場合は対象となりますか？
A	対象となりません。 婚姻届を提出した日以前から、夫婦共に三沢市に住民票を置いている必要があります。
Q 2-5	夫婦共に申請時点では三沢市に住民票を置っていますが、申請直後、転勤のため県外に引越す予定がある場合、対象となりますか。
A	対象となりません。 申請後も引き続き三沢市に住民票を置く方が対象です。
Q 2-6	再婚の場合は対象となりますか。
A	対象となります。 ただし、夫婦の一方又は双方が、過去に本助成金と同様の趣旨の補助金等の交付を受けたことがある（他の自治体含む）場合は、対象となりません。
Q 2-7	三沢市外の事業者で実施した場合、助成金の対象となりますか。
A	対象となりません。 三沢市内の事業者で実施した場合のみ申請することができます。

3. 助成金の額について

Q3-1	いくら助成金をもらうことができますか。
A	対象期間内（令和6年4月1日～令和8年3月31日）に三沢市内事業者で実施し、支払いが完了している結婚式等の費用から対象外経費を除いた額の2分の1（上限80万円）を助成します。 ※申請額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。 【Q4-2・Q4-3・Q4-4も併せてご確認ください。】

4. 対象経費について

Q4-1	どのような費用が対象となりますか。
A	結婚式、披露宴、結納、フォトウェディング、飲食店等における結婚記念パーティーが対象経費となります。 上記以外でも対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

Q4-2	対象外経費にはどんなものがありますか。
A	次のものが対象外経費です。必要に応じて、随時追加することがあります。 ・結婚指輪 ・婚姻を記念した腕時計 ・引き出物等としての商品券 ・余興等に係る謝礼 ※換金可能であるものや、転売等の目的に利用できるものが対象外経費となります。

Q4-3	結納と食事会を令和7年6月7日に実施し、その後、令和7年8月2日にフォトウェディングを実施しました。 この場合、それぞれの領収書を合算して申請することはできますか。
A	合算しての申請が可能です。ただし、申請は1回のみとなりますので、最後に実施し、支払いが完了したものに合わせて、助成金を申請してください。領収書はそれぞれ必要となりますので、ご注意ください。 【Q3-1も併せてご確認ください。】

Q4-4	結婚式と披露宴を別の事業者で実施しました。 この場合、それぞれの領収書を合算して申請することはできますか。
A	合算しての申請が可能です。ただし、申請は1回のみとなりますので、最後に実施し、支払いが完了したものに合わせて、助成金を申請してください。それぞれの事業者からの領収書が必要となりますので、ご注意ください。 【Q3-1も併せてご確認ください。】

Q 4-5	新郎新婦のみで実施する結婚式等も対象となりますか。
A	出席者の有無、規模を問わず、対象となります。

Q 4-6	結婚式等の料金をネットバンクで振り込んだところ、領収書が発行されませんでした。この場合、どうすればいいですか？
A	ネットバンクの場合は、振込したことがわかる画面を印刷し提出してください。

5. メモリアルシートについて

Q 5-1	メモリアルシートは任意の様式で提出してもいいですか。
A	以下の項目が記入されていれば、任意の様式でご提出いただいても構いません。 <ul style="list-style-type: none">・ 結婚式等の思い出写真・ 結婚式等を開催した場所・ 結婚式等を実施した月日・ どのような思い出づくりを実施したのか

Q 5-2	メモリアルシートの提出はデータでも可能ですか。
A	申請時は紙に印刷したメモリアルシートをご用意いただきご提出ください。 ただし、三沢市ウェブサイトへの掲載用として、交付申請後にメールでメモリアルシートのデータ提出をお願いしております。（可能な方のみ） ※三沢市役所のセキュリティーの都合上、USBメモリを使った提出は不可となります。

Q 5-3	メモリアルシートはどこで公開されますか。
A	ご提出いただいたメモリアルシートは、三沢市ウェブサイトで公開するほか、申請される方のご自身のSNS（X、LINE、Facebook、Instagram等）で発信していただきます。可能な限り「#三沢市結婚メモリアル助成金」とハッシュタグを付けて発信してください。 【Q 5-4 も併せてご確認ください。】

Q 5-4	メモリアルシート内の結婚式等の思い出写真ですが、夫婦の顔や参加者等が映っている必要はありますか。
A	交付申請用としてご提出いただく写真は、結婚式等の実施状況（ご夫婦の顔や参加者等）が確認できるものでお願いします。 ただし、上記写真を三沢市ウェブサイト等で公開することを希望しない場合は、 <u>上記写真のほかに、公開用の夫婦の顔がわからない写真</u> （例：夕日を背景にした2人の後ろ姿など）の提出をお願いしております。 【Q 5-3 も併せてご確認ください。】

Q 5-5	メモリアルシートを市ウェブサイトへ掲載するとしていますが、掲載期限はありますか。
A	掲載期限は、申請した年度の翌年度から2か年とし、その後、メモリアルシートのデータはサイト上から削除します。 (掲載期間は短縮される場合があります。)

Q 5-6	SNSでメモリアルシートを発信したことは、どのように証明すればよいですか。
A	発信したSNSのスクリーンショットなどを印刷したものや画像データ等をご提出ください。

Q 5-7	SNSでの発信は、鍵付きアカウントでも良いですか。
A	鍵付きアカウントでも問題ありません。